

《記載上の留意点》

- 1 報告書の取りまとめは、事業場単位となっております。本社一括で行なっている場合でも支店又は営業所単位で取りまとめてください。金沢市内で排出した産業廃棄物について交付した産業廃棄物管理票を取りまとめることになります。
- 2 所在地が一定しない場合や短期間で終了してしまうような工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む。）については、当該工事を管轄する支店又は営業所単位で報告書を取りまとめても構いません。
- 3 報告者は、原則会社の代表者になりますが、権限委譲されている支店長等でも構いません。社印及び代表者印は不要です。
- 4 ビル管理会社等で、ビル内の産業廃棄物に関する管理を行なっている場合は、ビル管理会社が報告者になります。
- 5 業種欄には、日本標準産業分類（平成25年10月改訂版）の中分類の名称を記載してください。
- 6 廃棄物の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同施行令第2条に規定された種類を記入してください。特別管理産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項及び同施行令第2条の4に規定された種類を記入してください。
- 7 排出量の単位は、トンで記入してください。体積の場合は、産業廃棄物の体積から重量への換算例を参考に記入してください。排出量は小数点第3位までです。
- 8 処分場所の住所は、最初に処分される中間処理場の住所を記入します。ただし最終処分場へ直接運搬する場合は、最終処分場の場所を記入してください。
- 9 その他記入に当たっては記載例を参照してください。